

機構主催共通研修の経過措置

2027年度から、共通研修区分の「①医療倫理」「②患者・医療者関係の構築」「⑤医療関連法規・医療経済」の各々1単位（合計3単位）については本機構が主催する共通研修を受講することが必須になります。

2026年度までは周知期間として本機構が主催する上記区分の共通研修を必ずしも受講する必要はありませんが、受講を妨げるものではありません。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	← 周知期間 →		受講義務化			
2025年度 機構審査予定者	機構審査年					機構審査年
2026年度 機構審査予定者		機構審査年				
2027年度 機構審査予定者			機構審査年			
2028年度 機構審査予定者				機構審査年		
2029年度 機構審査予定者					機構審査年	
2030年度 機構審査予定者						機構審査年

2027年度から上記区分の受講が義務化されるので必ず受講してください。

2029年度の機構審査から本機構が主催した上記区分の共通研修を受講しているか、評価・認定の対象といたします。